

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げるもののうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項でないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線設備の設置場所 2 運用許容時間 3 空中線電力 4 呼出符号 5 電波の型式及び周波数

A - 2 次に掲げるもののうち、無線局の免許を拒否される事由に該当しないものを、電波法及び無線局免許手続規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないとき。
- 2 予備免許を受けた者が落成後の検査の結果について、不合格の判定を受けたとき。
- 3 免許の申請を審査した結果、電波法に定める審査基準に適合していないと認められるとき。
- 4 予備免許を受けた者が総務省令で定める工事設計の軽微な事項について変更を行った場合に、その旨を総務大臣に届け出なかったとき。

A - 3 無線局の免許人は、その住所を変更したときは、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 1箇月以内に、旧住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
- 2 10日以内に、新住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
- 3 遅滞なくその旨を申請し、総務大臣の登録を受けなければならない。
- 4 免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 5 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

A - 4 次の記述は、変更検査について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第17条第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その C を省略することができる。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	検査の結果	全部
2 無線設備の設置場所	点検の結果	一部
3 工事設計	検査の結果	一部
4 工事設計	点検の結果	全部

A - 5 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の A からの許容することができる最大の偏差又は発射の B からの許容することができる最大の偏差をいり、百万分率又はヘルツで表す。

A	B
1 割当周波数	基準周波数の特性周波数
2 割当周波数	特性周波数の基準周波数
3 基準周波数	割当周波数の特性周波数
4 基準周波数	特性周波数の割当周波数

A - 6 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「A 1 A」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である单一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものを表示する。
- 2 「C 3 F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である单一チャネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのものを表示する。
- 3 「F 3 E」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である单一チャネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 4 「J 3 E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である单一チャネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 5 「F 7 D」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表示する。

A - 7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧□Aを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□B以上とのものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □Bに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に□C位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□D以外の者が出入りしない場所にある場合

A	B	C	D
1 900ボルト	2.5メートル	接近できない	無線従事者
2 900ボルト	3メートル	触れない	取扱者
3 750ボルト	2.5メートル	触れない	無線従事者
4 750ボルト	3メートル	接近できない	取扱者

A - 8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件に関する無線設備規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り□Aの変化によって□Bものでなければならない。

周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り□Cの変化によって□Dものでなければならない。

A	B	C	D
1 外囲の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない	電源電圧又は負荷	影響を受けない
2 外囲の温度若しくは湿度	影響を受けない	電源電圧又は負荷	発振周波数に影響を与えない
3 電源電圧又は負荷	発振周波数に影響を与えない	外囲の温度若しくは湿度	影響を受けない
4 電源電圧又は負荷	影響を受けない	外囲の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない

A - 9 次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□A場合において、有線通信を□Bときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は□Cのために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある	利用することができない	電力の供給の確保
2 発生し、又は発生するおそれがある	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	秩序の維持
3 発生した	利用することができない	秩序の維持
4 発生した	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	電力の供給の確保

A - 10 次の記述は、無線局の免許状の記載事項の遵守について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、□A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならぬ。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に□Bであること。

(2) 通信を行うため□Cであること。

又は□Dの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	無線設備	記載されたものの範囲内	十分なもの	の(1)
2	無線設備	記載されたもの	必要最小のもの	の(2)
3	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	の(1)
4	無線設備の設置場所	記載されたもの	十分なもの	

A - 11 無線局は、自局に対するモールス無線電信による呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 応答事項のうち「D E」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「Q R A？」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 「V V V」及び自局の呼出符号を送信して、呼出しの反復を喚起しなければならない。
- 5 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「Q R Z？」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A - 12 次の記述は、アマチュア局がモールス無線電信による通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

Q S U又はQ S W若しくは□A	1回
変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）	1回
?（「□B」を送信したときに限る。）	1回

	A	B
1	Q S X	Q S U
2	Q S X	Q S W
3	Q S Y	Q S W
4	Q S Y	Q S U
5	Q S Z	Q S W

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対し□A電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を□Bさせなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Cしなければならない。

	A	B	C
1	期間を定めて	臨時に発射	の停止を解除
2	期間を定めて	試験的に発射	その旨を通知
3	臨時に	臨時に発射	その旨を通知
4	臨時に	試験的に発射	の停止を解除

A - 14 次の記述は、無線局の免許の取消し等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、A 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、B 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めてC を制限することができる。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続きD 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) の規定による命令又は制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C	D
1 電気通信事業法	6箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	1年
2 電気通信事業法	3箇月	周波数若しくは空中線電力	6箇月
3 放送法	6箇月	周波数若しくは空中線電力	1年
4 放送法	3箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月

A - 15 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣から受け取ることのある処分を下の番号から選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めた無線設備の操作範囲の制限
- 2 6箇月間の無線従事者国家試験の受験停止
- 3 6箇月間の無線従事者の業務の従事停止
- 4 無線従事者の解任命令
- 5 無線従事者の免許の取消し

A - 16 免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その措置の内容を無線局事項書の写しに記載し総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出なければならない。
- 2 遅滞なく、措置した旨を総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告し、再度の検査を受けなければならない。
- 3 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。
- 4 速やかに措置した旨を担当検査職員に連絡しなければならない。
- 5 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

A - 17 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 14,000kHz ~ 14,350kHz
- 2 14,350kHz ~ 14,550kHz
- 3 14,550kHz ~ 14,650kHz
- 4 14,650kHz ~ 14,850kHz
- 5 14,850kHz ~ 14,950kHz

A - 18 次に掲げる記述のうち、局の技術特性として国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 2 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- 3 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。特に周波数変調方式においては、エンファシスを使用するものとする。
- 4 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して無線通信規則に定める帯域外発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。
- 5 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。特に選択度特性は、発射の周波数帯幅に関する無線通信規則（第S3.9号）の規定に留意して、適当なものを採用するものとする。

A - 19 次の記述は、許可書について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。

許可書を有する者は、□B□ に従い、□C□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこののような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A	B	C
1 設置し、又は運用する	憲章及び条約の関連規定	電気通信の秘密
2 設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律
3 運用する	憲章及び条約の関連規定	無線通信の規律
4 運用する	その属する国の法令	電気通信の秘密

A - 20 次の記述は、アマチュア局の機器の操作に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

アマチュア局の機器を操作するための許可を得ようとする者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確に聴覚受信することができる事を証明しなければならない。ただし、関係主管庁は、専ら□A□ 周波数を使用する局については、この要件を課すことを要しない。

主管庁は、アマチュア局の機器の操作を希望する者の□B□ の資格を検証するために必要と認める措置を執る。

A	B
1 30MHz 以下の	技術上
2 30MHz を超える	運用上及び技術上
3 26.175MHz 以下の	技術上
4 26.175MHz を超える	運用上及び技術上

B - 1 次の記述は、電波法に定める定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「電波」とは、□A□ 以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、□イ□ を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための□ウ□ をいう。

「無線局」とは、無線設備及び□エ□ の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

「無線従事者」とは、無線設備の操作又は□オ□ を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

1 300 万メガヘルツ	2 無線設備の管理	3 無線従事者	4 通信設備	5 電気的設備
6 300 万ギガヘルツ	7 無線設備の操作を行う者	8 音声その他の音響	9 その監督	10 音声

B - 2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

アマチュア局の送信設備であつて総務省令で定めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の□ア□ 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) □イ□ 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 □ウ□ 以下のもの
- (3) 送信設備から発射される電波の□エ□ を□オ□ 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

1 0.25 パーセント	2 特性周波数	3 4分の1	4 割当周波数	5 50 ワット
6 26.175MHz を超える	7 26.175MHz 以下の	8 2分の1	9 0.025 パーセント	10 10 ワット

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア Q R H ?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ Q R K ?	こちらの信号（又は・・・（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。
ウ Q R M ?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ Q R Q ?	こちらは、もっと遅く送信しましょうか。
オ Q R U ?	そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法及び電波法施行規則の規定によりアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に備え付けておかなければならぬ書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則
- イ 無線設備の設置場所の変更申請書の添付書類の写し
- ウ 無線検査簿
- エ アマチュア局の局名録
- オ 免許状

B - 5 次の記述は、混信を避けるための措置について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。

□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

混信を避けるために

- (1) 送信局の位置及び□ア 可能な場合には、□イ の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- (2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□ア 可能な場合には、□ウ のアンテナの□エ をできる限り利用して、□オ にしなければならない。

- | | | | | |
|------|------|-------|--------|-----------|
| 1 特性 | 2 最小 | 3 受信局 | 4 技術的に | 5 無指向性 |
| 6 利点 | 7 均等 | 8 空中線 | 9 指向性 | 10 業務の性質上 |

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題解答及び採点基準

- 1 試験問題 HY 612 25問 2時間
- 2 満点及び合格点 満点125点 合格点 87点
配点内訳 A問題 20問 100点(1問5点)
B問題 5問 25点(1問5点)
- 3 解答
A問題

問題	解答	問題	解答
A - 1	1	A - 11	5
A - 2	4	A - 12	3
A - 3	5	A - 13	4
A - 4	2	A - 14	4
A - 5	2	A - 15	5
A - 6	2	A - 16	5
A - 7	3	A - 17	1
A - 8	3	A - 18	3
A - 9	2	A - 19	1
A - 10	3	A - 20	2

B問題

問題		解答	問題		解答
B - 1	ア	1	B - 4	ア	2
	イ	8		イ	2
	ウ	5		ウ	1
	エ	7		エ	2
	オ	9		オ	1
B - 2	ア	8	B - 5	ア	10
	イ	6		イ	3
	ウ	10		ウ	9
	エ	2		エ	6
	オ	9		オ	2
B - 3	ア	1			
	イ	1			
	ウ	2			
	エ	2			
	オ	1			